

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	医療法	第4条第1項	地域医療支援病院の名称の承認	設定済み	・「医療法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年5月19日付け健政発第639号厚生省健康政策局長通知)第二 地域医療支援病院に関する事項 ・地域医療支援病院の承認に係る県基準	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法施行規則	第6条の2	地域医療支援病院の有すべき収容施設数の特例の適用	設定済み	・地域医療支援病院の承認に係る県基準	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条第1項	病院の開設許可	設定済み	「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条第2項	病院の病床数・病床種別・構造設備等の変更許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条第3項	診療所の病床設置許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条第3項	診療所の病床設置許可事項変更許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第12条第1項	開設者以外の者が病院を管理することの許可	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第12条第2項	医師が2以上の病院を管理することの許可	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第27条	病院の使用許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第44条第1項	医療法人の設立認可	設定済み	・医療法人設立認可基準(県基準) ・一人医師医療法人設立認可基準(県基準)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第42条の2第1項	社会医療法人の認定	設定済み	「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発0332008号厚生労働省医政長通知)第二 社会医療法人の認定要件、第三 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 1 社会医療法人の認定申請に関する事項	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	医療法	第42条の3第1項、第4項	社会医療法人の認定を取り消された医療法人の実施計画の認定	設定済み	「社会医療法人の認定について(平成20年3月31日医政発0332008号厚生労働省医政長通知)第三 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	医療法施行令第5条の5の4	社会医療法人の認定を取り消された医療法人の実施計画の変更	設定済み	「社会医療法人の認定について(平成20年3月31日医政発0332008号厚生労働省医政長通知)第三 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条の5の3第2項	医療法人の一時役員を選任	未設定				先例なく設定困難	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条の5第1項	医療法人の理事数の特例認可	設定済み	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発410号厚生省健康政策局長通知)第一 医療法人制度に関する事項 4 医療法人の理事数	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条の6第1項	医師又は歯科医師以外から理事長を選任する認可	設定済み	・厚生省健康政策局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発410号)第一 医療法人制度に関する事項 5 医療法人の理事長 ・医師又は歯科医師でない理事長の知事認可要件について(県基準)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条の5第6項	管理者の一部を理事に加えないことの認可	設定済み	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発410号厚生省健康政策局長通知)第一 医療法人制度に関する事項 6 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の理事就任	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	医療法	第54条の9第3項	医療法人の定款又は寄附行為の変更認可	設定済み	・「医療法人制度について」(平成19年3月30日付医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知)第二 医療法人の定款例及び寄附行為例について(※持ち分の定めのない社団医療法人) ・「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発410号厚生省健康政策局長通知)別添4(医療法人モデル定款・寄附行為)(※持ち分の定めのある社団医療法人)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	20日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第55条第6項	医療法人の解散の認可	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	医療法を 提供する体制 の確立を図る ための 医療法等の一部 を改正する 法律附則第10 条第2項 旧医療 法第 56 条第2 項、第3 項	医療法人残余財産処分	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	20日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第58条の2第4項 第59条の2	医療法人の合併の認可	設定済み	「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日付け医政発第0325第5号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第60条の3第4項 第61条の3	医療法人の分割の認可	設定済み	「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日付け医政発第0325第5号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許可等々の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条	地域医療連携推進法人の認定	設定済み	「地域医療連携推進法人について」(平成29年2月17日医政発第0217第16号厚生労働省医政局長通知) 「地域医療連携推進法人の定款例について」(平成29年2月17日医政支発第0217第1号厚生労働省医政局医療経営支援課長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条の18第1項	地域医療連携推進法人の定款の変更の認可	設定済み	「地域医療連携推進法人について」(平成29年2月17日医政発第0217第16号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条の15	地域医療連携推進法人の解散の認可	設定済み	「地域医療連携推進法人について」(平成29年2月17日医政発第0217第16号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条の19第1項	地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職	設定済み	「地域医療連携推進法人について」(平成29年2月17日医政発第0217第16号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条の8第3項	地域医療連携推進法人が病院等を開設又は管理しようとするときの支障のないことの確認	設定済み	「地域医療連携推進法人について」(平成29年2月17日医政発第0217第16号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医療審議会の審議に要する日数を除く。)		
医療政策課	保健所	医療法	第7条第1項	医師及び歯科医師でない者の診療所開設許可 助産師でない者の助産所開設許可	設定済み	「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第7条第2項	診療所・助産所の変更許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第12条第1項	開設者以外の者が診療所、助産所を管理することの許可	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第12条第2項	診療所、助産所における兼任管理許可	設定済み	「診療所の管理者兼任許可基準について」(県基準、平成30年8月10日医政第594号)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法施行規則	第9条の15の2	病院の医師の宿直許可	設定済み	「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について」(平成30年3月22日医政発 0322第13号厚生労働省医政局長)1.改正の概要 (3)医師の宿直義務の例外規定の改正	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	保健所	医療法	第18条	専属薬剤師の不 置許可	設定済み	「病院又は医師が常時 三人以上勤務する診療 所の専属の薬剤師の設 置義務について」(平成 25年9月25日医政総発第 0925第9号厚生労働省医 政局総務課長通知)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第27条	収容施設を有する 診療所、助産所の 使用許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	保健所	医療法	第46条 の5第1 項	医療法人の理事 数の特例認可	設定済み	「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年6 月26日健政発410号厚生 省健康政策局長通知)第 一医療法人制度に関す る事項 4医療法人の理 事数	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第46条 の6第1 項	医師又は歯科医 師以外から理事長 を選任する認可	設定済み	・「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年6 月26日健政発410号厚生 省健康政策局長通知)第 一医療法人制度に関す る事項 5医療法人の理 事長 ・医師又は歯科医師でな い理事長の知事認可要 件について(県内規)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	10日 (大分県医 療審議会 の審議に 要する日 数を除く。)		
医療政策課	保健所	医療法	第46条 の5第6 項	管理者の一部を 理事に加えないこ との認可	設定済み	「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年6 月26日健政発410号厚生 省健康政策局長通知)第 一医療法人制度に関す る事項 6病院、診療 所、介護老人保健施設 又は介護医療院の管理 者の理事就任	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第54条 の9第3 項	医療法人の定款 又は寄附行為の変 更改認可	設定済み	・「医療法人制度につい て」(平成19年3月30日 付医政発第0330049号厚 生労働省医政局長通知) 第二 医療法人の定款 例及び寄附行為例につ いて(※持ち分の定め のない社団医療法人) ・「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年6 月26日健政発410号厚生 省健康政策局長通知) 別添4(医療法人モデル 定款・寄附行為)(※持 ち分の定めのある社団 医療法人)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	10日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	医療法	第113条第1項	特定地域医療提供機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/tokuteiro.umukanri.html		設定済み	30日 ※医療審議会等への諮問にかかる期間は除く。		
医療政策課	医療政策課	医療法	第118条第1項	連携型特定地域医療提供機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/tokuteiro.umukanri.html		設定済み	30日 ※医療審議会等への諮問にかかる期間は除く。		
医療政策課	医療政策課	医療法	第119条第1項	機能向上集中研修機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/tokuteiro.umukanri.html		設定済み	30日 ※医療審議会等への諮問にかかる期間は除く。		
医療政策課	医療政策課	医療法	第120条第1項	特定高度技能研修機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/tokuteiro.umukanri.html		設定済み	30日 ※医療審議会等への諮問にかかる期間は除く。		
医療政策課	保健所	死体解剖保存法	第2条第1項	死体解剖の許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	死体解剖保存法	第9条	死体解剖の場所の特例許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	死体解剖保存法	第19条第1項	死体の全部又は一部の保存許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	10日		
医療政策課	医療政策課	医師法	第16条の2第2項	基幹型(協力型)臨床研修病院の指定	設定済み	「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日(大分県地域医療対策協議会の協議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令	第14条	基幹型(協力型)臨床研修病院の指定の取消し	設定済み	「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日(大分県地域医療対策協議会の協議に要する日数を除く。)		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第8条、第12条第4項	准看護師の免許を与える	未設定				法令に基準あり	設定済み	10日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第14条第3項	准看護師の再免許を与える	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第14条第3項、第51条第1項第2項	保健婦の再免許を与える(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行細則	第10条第2項	助産婦名簿謄本の交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第14条第3項、第53条第1項第2項	看護婦の再免許を与える(旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第22条第4号	外国の准看護師養成所を卒業した者等の受験資格の認定	設定済み	外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の大分県准看護師試験受験資格に関する要領	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/jyukenshi-kaku.html		設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条第3項	准看護師籍の登録事項の変更	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条第3項、附則第2項	保健婦籍の登録事項の変更(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条第3項、附則第2項	助産婦名簿の登録事項の変更(旧助産婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条第3項、附則第2項	看護婦籍の登録事項の変更(旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条第1項	死亡、失踪による准看護師籍の登録抹消	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条第1項、附則第2項	死亡、失踪による保健婦籍の登録抹消(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条第1項、附則第2項	死亡失踪による助産婦名簿の登録抹消(旧助産婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条第1項、附則第2項	死亡、失踪による看護婦籍の登録抹消(旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条第2項	死亡、失踪以外の理由による准看護師籍の登録抹消	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条第2項、附則第2項	死亡、失踪以外の理由による保健婦籍の登録抹消(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条第2項、附則第2項	死亡、失踪以外の理由による助産婦名簿の登録抹消(旧助産婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条第2項、附則第2項	死亡、失踪以外の理由による看護婦籍の登録抹消(旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第6条第2項	准看護師免許書換え	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第6条第2項、附則第2項	保健婦免状書換え(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第6条第2項、附則第2項	看護婦免状書換え(旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準				標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間		未設定の場合の理由
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第7条第2項	准看護師免許再交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第7条第2項、附則第2項	保健婦免状再交付(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第7条第2項、附則第2項	看護婦免状再交付(旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条第1項	准看護師試験合格証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条第1項、附則第2項	保健婦試験合格証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条第1項、附則第2項	助産婦試験合格証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条第1項、附則第2項	看護婦試験合格証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第15条の2第4項	准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条第1項	准看護師試験の実施に関する事務を行う者の指定	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の2第1項	試験事務に従事する指定試験機関の役員を選任及び解任の認可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の3第1項	指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の3第1項	指定試験機関の事業計画及び収支予算の変更認可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の4第1項	指定試験機関の試験事務の実施に関する規定の認可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の4第1項	指定試験機関の試験事務の実施に関する規定の変更認可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の5第3項	指定試験機関准看護師試験委員の選任及び解任の認可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条の10	指定試験機関の試験事務の休廃止の許可	設定済み	大分県准看護師試験における指定試験機関の指定申請等に関する要綱		申請者等の求めに応じて提示		設定済み	15日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第22条第2号	准看護師等養成所の指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第19条第2号	保健師養成所の指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第20条第2号	助産師養成所の指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第21条第3号	看護師養成所の指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第20条	准看護師養成所の指定変更の承認	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第13条第1項	看護師等養成所の指定変更の承認	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第20条	准看護師養成所の指定の取消し	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第16条第1項	看護師等養成所の指定の取消し	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手続き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第1項	都道府県ナースセンターの指定	未設定				法令に基準あり	未設定		既に1個指定済みであり、他の申請が見込まれないため。	
医療政策課	医療政策課	理学療法士及び作業療法士法施行令	第9条第1項	理学療法士及び作業療法士養成施設の指定	設定済み	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの一部改正について(令和4年9月14日医政発0914第2号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許可等の事項	審査基準				標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間		未設定の場合の理由
医療政策課	医療政策課	理学療法士及び作業療法士法施行令	第11条第1項	理学療法士及び作業療法士養成施設の変更の承認	設定済み	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの一部改正について(令和4年9月14日医政発0914第2号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	理学療法士及び作業療法士法施行令	第14条第1項	理学療法士及び作業療法士養成施設の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律	第20条の第3第1項	衛生検査所の登録	設定済み	衛生検査所指導要領の見直しについて(令和3年3月29日医政発0329第24号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	20日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律	第20条の第4第1項	衛生検査所の登録の変更	設定済み	衛生検査所指導要領の見直しについて(令和3年3月29日医政発0329第24号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律施行規則	第18条第1項	衛生検査所登録証明書の書換え交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律施行規則	第19条第1項	衛生検査所登録証明書の再交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律施行令	第10条第1項	臨床検査技師養成所の指定	設定済み	「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」の改正等について(令和3年11月17日医政発1117第3号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律施行令	第12条第1項	臨床検査技師養成所の変更の承認	設定済み	「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」の改正等について(令和3年11月17日医政発1117第3号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律施行令	第15条第1項	臨床検査技師養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	診療放射線技師法施行令	第7条第1項	診療放射線技師養成所の指定	設定済み	「診療放射線技師養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について(令和3年4月27日厚生労働省医政局医事課事務連絡)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	診療放射線技師法施行令	第9条第1項	診療放射線技師養成所の変更の承認	設定済み	「診療放射線技師養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について(令和3年4月27日厚生労働省医政局医事課事務連絡)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	診療放射線技師法施行令	第12条第1項	診療放射線技師養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	視能訓練士法施行令	第10条第1項	視能訓練士養成所の指定	設定済み	視能訓練士養成所指導ガイドラインについて(令和5年4月18日医政発0418第2号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	視能訓練士法施行令	第12条第1項	視能訓練士養成所の変更の承認	設定済み	視能訓練士養成所指導ガイドラインについて(令和5年4月18日医政発0418第2号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	視能訓練士法施行令	第15条第1項	視能訓練士養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	言語聴覚士学校養成所指定規則	第2条	言語聴覚士養成所の指定	設定済み	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて(令和6年5月24日医政発0524第7号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	言語聴覚士学校養成所指定規則	第3条第1項	言語聴覚士養成所の変更の承認	設定済み	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて(令和6年5月24日医政発0524第7号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	言語聴覚士学校養成所指定規則	第7条	言語聴覚士養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床工学技士法学校養成所指定規則	第2条	臨床工学技士養成所の指定	設定済み	「臨床工学技士養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について(令和5年10月31日厚生労働省医政局医事課事務連絡)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床工学技士法学校養成所指定規則	第3条第1項	臨床工学技士養成所の変更の承認	設定済み	「臨床工学技士養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について(令和5年10月31日厚生労働省医政局医事課事務連絡)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床工学技士法学校養成所指定規則	第7条	臨床工学技士養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	第1条第1項	はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定	設定済み	はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドラインの一部改正について(平成29年3月31日医政発0331第51号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	第3条第1項	はり師及びきゆう師に係る養成施設の変更の承認	設定済み	はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドラインの一部改正について(平成29年3月31日医政発0331第51号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	第6条第1項	はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
医療政策課	医療政策課	柔道整復師法施行令	第2条第1項	柔道整復師養成施設の指定	設定済み	柔道整復師養成施設指導ガイドラインの一部改正について(平成29年3月31日医政発0331第52号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	柔道整復師法施行令	第4条第1項	柔道整復師養成施設の変更の承認	設定済み	柔道整復師養成施設指導ガイドラインの一部改正について(平成29年3月31日医政発0331第52号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	柔道整復師法施行令	第7条第1項	柔道整復師養成施設の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科衛生士法施行令	第2条第1項	歯科衛生士養成所の指定	設定済み	歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて(平成27年3月31日医政発0331第61号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科衛生士法施行令	第4条第1項	歯科衛生士養成所の変更の承認	設定済み	歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて(平成27年3月31日医政発0331第61号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科衛生士法施行令	第8条第1項	歯科衛生士養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法	第26条第1項第4号	歯科技工の業又は歯科技工所に關して広告する事項の許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法施行令	第9条第1項	歯科技工士養成所の指定	設定済み	「歯科技工士養成所指導ガイドライン」の一部改正について(令和3年3月31日医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法施行令	第11条第1項	歯科技工士養成所の変更の承認	設定済み	「歯科技工士養成所指導ガイドライン」の一部改正について(令和3年3月31日医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法施行令	第15条第1項	歯科技工士養成所の指定の取消し	未設定				個々の審査について個別具体的な判断を要し、具体的な審査基準を定めるのは困難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	救急病院等を定める省令	第1条	救急告示病院の認定	設定済み	「救急病院等を定める省令の一部を改正する省令の施行について」(昭和62年1月14日健政発第11号厚生省健康政策局長通知)1 2 3	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日(更新審査のみ適用)		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(条例、規則)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由		
医療政策課	医療政策課	大分県看護師等修学資金貸与条例	第6条第1項、第6条の2、第9条第1項	修学資金返還の債務の免除	未設定					法令に基準あり	設定済み	33日		
医療政策課	医療政策課	大分県看護師等修学資金貸与条例	第8条	修学資金返還の債務の履行の猶予	未設定					法令に基準あり	設定済み	17日		
医療政策課	医療政策課	大分県看護師等修学資金貸与条例	第2条	修学資金貸与の決定	未設定					法令に基準あり	設定済み	33日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師修学資金貸与条例	第6条	修学資金返還の債務の免除	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師修学資金貸与条例	第8条	修学資金返還の債務の履行の猶予	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師修学資金貸与条例	第2条	修学資金貸与の決定	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師研修資金貸与条例	第2条	研修資金貸与の決定	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師研修資金貸与条例	第6条	研修資金返還の債務の免除	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師研修資金貸与条例	第8条	研修資金返還の債務の履行の猶予	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行細則	第5条第1項	准看護師再教育研修修了登録証の書換え	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行細則	第6条第1項	准看護師再教育研修修了登録証の再交付	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		